

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年7月27日答申分

答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100091号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100030号

第1 結論

請求者のA社における平成19年7月27日及び平成19年12月21日の標準賞与額を11万9,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月27日及び平成19年12月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月27日及び平成19年12月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和19年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月27日
平成19年12月21日

A社から請求期間に賞与が支払われたが、請求期間は、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録になっており、請求期間は、標準賞与額の記録がないので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与一覧表(個人別)及び平成19年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、請求者は、同社から請求期間及びにそれぞれ11万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月27日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)を社会保険事務所(当時)に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、平成19年12月21日については賞与支払届を提出しておらず、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年7月27日及び平成19年12月21日の賞与に係る厚生年金保険料に

ついて納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100092号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100031号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成19年7月27日及び平成19年12月21日は11万9,000円、平成23年12月27日、平成24年12月28日、平成25年7月31日、平成26年7月31日、平成26年12月25日及び平成27年7月31日は1万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年7月27日、平成19年12月21日、平成23年12月27日、平成24年12月28日、平成25年7月31日、平成26年7月31日、平成26年12月25日及び平成27年7月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月27日、平成19年12月21日、平成23年12月27日、平成24年12月28日、平成25年7月31日、平成26年7月31日、平成26年12月25日及び平成27年7月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年7月27日
平成19年12月21日
平成23年12月27日
平成24年12月28日
平成25年7月31日
平成26年7月31日
平成26年12月25日
平成27年7月31日

A社から請求期間に賞与が支払われたが、請求期間、
及び
は、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額の記録になっており、請求期間及びは、標準賞与額の記録がないので、保険給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賞与一覧表（個人別）及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、請求者は、同社から請求期間 及び は 11万9,000円、請求期間 から までは、それぞれ1万2,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成19年7月27日、平成24年12月28日、平成25年7月31日、平成26年7月31日、平成26年12月25日及び平成27年7月31日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、平成19年12月21日及び平成23年12月27日については賞与支払届を提出しておらず、いずれの厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成19年7月27日、平成19年12月21日、平成23年12月27日、平成24年12月28日、平成25年7月31日、平成26年7月31日、平成26年12月25日及び平成27年7月31日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。